

# つながりを生むための分野横断的な連携促進 (医療分野等との連携の在り方)について

令和8年4月16日  
内閣府 孤独・孤立対策推進室



孤独・孤立<sup>対策</sup>  
官民連携プラットフォーム

## ●孤独・孤立対策重点計画(R6.6.11(R7.5.27一部改定))

- ✓ 重点計画(本文)において、「社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりをつくる施策が円滑に届けられる環境を整備する」こととし、具体的には、以下の取組等を行うことにより、分野横断的な連携の促進を行うこととしている。
  - ・ 保険者とかかりつけ医が地域の関係者を紹介し、保険加入者の予防健康づくりと社会面の課題を解決するための取組(いわゆる「社会的処方」)の推進
  - ・ 地域共生社会の実現に向けた世代・分野を超えた連携
  - ・ 「つながりの場所」としての都市公園・自然公園や博物館・公民館・図書館等の社会教育施設等を活用した社会的・地域的課題への対応
  - ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画すること 等
- ✓ こうした観点から、関係省庁における具体的施策として以下を盛り込んでいる。
  - ・ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進(厚生労働省)
  - ・ 博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援(文部科学省)
  - ・ 「つながりの場所」としての自然公園の活用(環境省)
  - ・ 「つながりの場所」としての都市公園の活用(国土交通省)

## ●骨太の方針2025(R7.6.13)

- ✓ 昨年6月に閣議決定された骨太の方針2025において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、(中略)つながりを生むための分野横断的な連携促進」を行うこととされている。

⇒当事者の抱える課題が複雑化する中、医療・福祉・教育などの分野を超えた緩やかな連携の取組を拡げていくため、医療分野におけるいわゆる「社会的処方」の観点も含め、つながりづくり等に係る分野横断的な取組に関して、関係省庁・地方公共団体・民間団体からヒアリングを行い、議論いただく。

※今後も、有識者会議において、金融分野・教育分野・まちづくり・農業分野といった各分野における連携の促進に向けた議論を行う予定。

# 參考資料

【孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11（R7.5.27一部改定））（抄）】

何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。しかしながら、行政の縦割りにより各地域における各種施策の連携が進みづらい面もある。このため、情報共有に当たっての共通のフォーマットを示していくなど、孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ具体的な施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができ得ること、基本方針の分類を超えて、複数の施策を組み合わせることで、全体として基本方針に掲げる目標が達成され得ることを認識しながら、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりをつくる施策が円滑に届けられる環境を整備する。具体的には、例えば、保険者とかかりつけ医が地域包括支援センターや社会福祉協議会職員を含む地域の関係者を紹介し、保険加入者の予防健康づくりと社会面の課題を解決するための取組を進める、いわゆる「社会的処方」の活用の推進に加え、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な多職種連携、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた多様な主体の参画の推進、地域共生社会の実現に向けた世代・分野を超えた連携、「つながりの場所」としての都市公園・自然公園や博物館・公民館・図書館等の社会教育施設等を活用した社会的・地域的課題への対応などを進める。その際、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制や生活困窮者自立支援制度など特に孤独・孤立対策と密接に関連する施策との連携の更なる強化や、福祉分野を中心とした「個別支援」に留まらず、より広いまちづくりの観点から、地域における様々な主体が目標を共有しながら孤独・孤立対策に資する取組を行うこと、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することなどを推進する。

【「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する有識者意見（R7.5）（抄）】

様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、多様なつながりのタッチポイント（場）をつくっていくことや、福祉分野と教育あるいは労働の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になる。こうした中、現行の重点計画にも掲げられているとおり、保険者とかかりつけ医が地域包括支援センターや社会福祉協議会職員を含む地域社会を紹介し、保険加入者の予防健康づくりと社会面の課題を解決するための取組を進める、いわゆる「社会的処方」の推進が期待される。併せて、産業医等の産業保健スタッフによる職域での孤独・孤立対策の推進も重要である。

こうした、専門職の連携を含め、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な対応が求められるといえる。「分野横断的な対応」とは、見方を変えると、「制度間の連携の強化」にほかならない。

また、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制の整備や生活困窮者自立支援制度など、特に孤独・孤立対策と密接に関連する施策を一体的に実施することを含め、連携を更に強化し、相乗効果を図っていくべきである。さらには、福祉分野を中心とした「個別支援」に留まらず、より広いまちづくりの観点から、地域における様々な主体が目標を共有しながら孤独・孤立対策を進めることが大事である。

施策間の連携に当たっては、各支援機関において、共通のフォーマットを作成するなどして情報共有を進めていくことや、その際に孤独・孤立対策は「予防」の観点からの施策が重要であるといった対策の在り方についてのイメージも共有していくことが求められる。

なお、基本方針の分類を超えて、複数の施策を組み合わせることで、全体として基本方針に掲げる目標が達成され得ることにも留意が必要である。

### 【経済財政運営と改革の基本方針2025（R7.6）（抄）】

- ・ 過去最多のこどもの自殺や単身世帯の増加を踏まえ、孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める。

### 【第5回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議（R8.1）における主な御意見（つながりを生むための分野横断的な連携促進関係のみ）】

- ・ 住まい・まちづくりの視点を取り入れた、分野横断的な孤独・孤立対策が重要。
- ・ 地域で医療機関と連携する上では、既存の医療・福祉・介護・保健の諸制度への応用を行いながら、ツールの活用やリンクワーカーの育成等の視点を踏まえ、各地で進めてはどうか。
- ・ つながりづくりや孤独・孤立対策を行うことで、企業の利益につながるような仕組み作りが重要。